



閣総企第 1 号-3

平成 30 年 1 月 22 日

名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 9 号

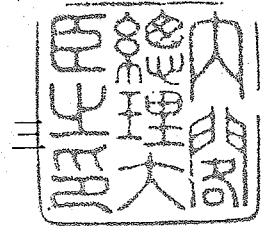
チサンマンション丸の内第 2 303 号室

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 殿

内閣総理大臣

安倍 晋 三



裁決書の謄本について

貴殿から平成 27 年 3 月 20 日付けをもって提起された審査請求について裁決したので、行政不服審査法第 42 条第 1 項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

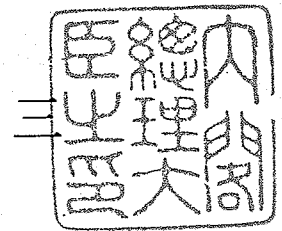
※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成30年1月22日

内閣総理大臣

安倍 晋



裁 決

審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡
処分庁 内閣官房国家安全保障局長

上記審査請求人から平成27年3月20日付けで提起された、平成27年1月19日付け閣安保第32号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく部分開示決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）について、その一部を不開示とした決定のうち、別紙の文書13中、表題及び項目並びに日時、場所及び出席者の部分についてこれを取り消す。

本審査請求のその余の部分については、これを棄却する。

不 服 の 要 旨

本件審査請求は、平成26年12月19日付けで受け付けた審査請求人が行った「防衛装備移転三原則（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣議決定）に基づき、国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配布資料」との行政文書開示請求に対し、処分庁において、平成27年1月19日付け閣安保第32号で、部分開示決定処分（以下、「原処分」という。）を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて提起されたものである。

裁 決 の 理 由

1 本件審査請求につき、法第 19 条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、以下の理由により、本件対象文書につき、別紙に掲げる文書について、その一部を不開示とした決定のうち、別紙の文書 13 中、表題及び項目並びに日時、場所及び出席者の部分を開示すべきである旨の答申（平成 29 年 11 月 24 日付け情個審第 3609 号）を得た。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 14 である。

(2) 審査会における本件対象文書の存否応答拒否の適否についての調査及び判断

ア 審査請求人は、原処分を取消しを求めるとともに、文書 14 が存在するはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法 5 条 2 号及び 3 号に該当するとして不開示とした、また、文書 14 について不存在であるので不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、文書 14 の保有の有無及び本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

イ 文書 14 の保有の有無について

(ア) 文書 14 は、防衛装備移転三原則に基づく議論が行われた国家安全保障会議幹事会（以下「幹事会」という。）の議事録（以下「幹事会議事録」という。）である。

幹事会議事録の保有の有無について、審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア) 幹事会については、幹事会規則に基づき設置されているが、同規則を含め、幹事会における議事録の記録の作成について定められている規定等はない。

イ) また、公文書管理法 4 条は、関係行政機関の長で構成される会議の決定及びその経緯等一定の事項について、「行政機関の職員は、(中略) 当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう (中略) 文書を作成しなければならない。」と規定しているが、同規定は、かかる会議の議事録の作成を一律に求めるものではない。

ウ) このように、幹事会議事録の作成を義務付ける規定等はないことに加え、幹事会で使用された文書 8 ないし文書 11 の幹事会資料により「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる。」と判断したことから、幹事会議事録は作成しなかった。

(イ) 諮問庁から、幹事会規則の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記 (ア) ア) の説明のとおりであり、文書 14 を作成していない旨の諮問庁の同ウ) の説明が不自然・不合理とはいえ、他に文書 14 の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において文書 14 を保有しているとは認められない。

ウ) 不開示情報該当性について

(ア) 国家安全保障会議の開催場所について

文書 1 の「2.」において不開示とした部分には、国家安全保障会議（四大臣会合）の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 国家安全保障会議における議題について

文書 1 「3.」において不開示とした部分には、国家安全保障会議における公にしないことを前提とした具体的な議題が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 移転案件の具体的内容について

文書 2、文書 3、文書 8 及び文書 9 において不開示とした部分には、防衛装備移転三原則が適用され、部品又は技術情報の海外移転が決められた案件の公表されていない具体的な内容が記載されている。

当該部分については、これを公にすることにより、我が国及び諸外国の安全保障上の関心事項等が明らかになり、国の安全が害されるおそれ、

他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 文書12について

文書12には、防衛装備移転三原則に関し、我が国の公表されていない安全保障上の関心事項及び防衛装備に係る情報が記載されている。

当該部分については、法人その他の団体に関する情報、我が国の安全保障上の関心事項が推察される情報及び防衛装備に係る技術情報が推察される情報が含まれており、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する関心事項及び装備品の能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、文書名も含めて法5条3号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 国家安全保障会議の議事の記録について

文書13は、国家安全保障会議の議事の記録であり、同会議で議論した内容等が記載されている。

文書13のうち、下記の掲げる部分を除く部分については、その枚数を含め、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、1枚目(表題及び項目並びに日時、場所及び出席者)については、文書1において同旨の情報が開示されており、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 本件一部開示決定の妥当性について

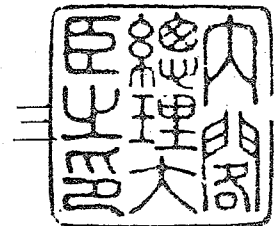
以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号及び3号に該当する、又は保有していないとして不開示とした決定については、文書1ないし文書3、文書8、文書9、文書12及び文書13（表題及び項目並びに日時、場所及び出席者を除く。）の不開示とした部分は、法5条3号に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、文書14につき、内閣官房国家安全保障局において、これを保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であるが、文書13のうち、表題及び項目並びに日時、場所及び出席者の部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

2 よって、審査庁においては、上記審査会の答申を踏まえ、主文のとおり裁決する。

平成30年1月22日

内閣総理大臣

安 倍 晋



別紙

- 文書 1 国家安全保障会議の開催について（平成 26 年 7 月 17 日）
- 文書 2 国家安全保障会議資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について
- 文書 3 国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について
- 文書 4 国家安全保障会議資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について（案）
- 文書 5 国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について（案）
- 文書 6 国家安全保障会議資料 応答要領案
- 文書 7 国家安全保障会議資料 官房長官応答要領案
- 文書 8 国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について
- 文書 9 国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について
- 文書 10 国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について（案）
- 文書 11 国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について（案）
- 文書 12 防衛装備移転三原則に基づき、国家安全保障会議等で審議が行われた際の資料のうち、文書 1 ないし文書 11、文書 13 及び文書 14 に掲げるもの以外の文書
- 文書 13 国家安全保障会議議事の記録
- 文書 14 国家安全保障会議幹事会議事録